

令和5年御殿場市議会
12月定例会議案資料
(第2号)

件名	頁
議案第67号～第70号関係共通資料	1
報告第22号関係資料	34

議案第 6 7 号～第 7 0 号関係共通資料

- 御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

の概要

1 給料表の改定

人事院勧告に基づき、一般職員の給料表の水準を全て引き上げるものです。具体的には、高卒・短卒試験に係る初任給をそれぞれ 12,000 円、大卒試験の初任給を 11,000 円引き上げ、若年層に重点を置きつつ改定率を逡減させる形で、全ての級・号給の給料月額を引き上げます。給料表の平均改定率は 1.21% の増とし、特定任期付職員の給料表についても引き上げを行います。適用は、いずれも令和 5 年 4 月 1 日とします。

2 期末・勤勉手当支給割合の改定

人事院勧告に基づき、一般職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末手当・勤勉手当の支給月数を引き上げるものです。また、特定任期付職員、常勤特別職及び市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げます。今年度は 12 月期において一括で引き上げ、令和 6 年度以降は今年度引上げ分を 6 月期と 12 月期に 1/2 ずつ振り分けます。

区 分	改定対象	改定率	年間支給月数（期末・勤勉計）	
			改定前	改定後
一 般 職 員	期末手当	+ 0.05 月	4.40 月	4.50 月
	勤勉手当	+ 0.05 月		
定年前再任用短時間勤務 職員（暫定再任用職員）	期末手当	+ 0.025 月	2.30 月	2.35 月
	勤勉手当	+ 0.025 月		
特 定 任 期 付 職 員	期末手当	+ 0.10 月	3.30 月	3.40 月
常 勤 特 別 職	期末手当	+ 0.10 月	4.40 月	4.50 月
市 議 会 議 員	期末手当	+ 0.10 月	3.30 月	3.40 月

3 年間給与支給総額等

一般職員から市議会議員までを含めた年間給与支給総額は、約 8, 7 0 0 万円の増となる見込みです。一般職員に限定した場合、約 8, 1 6 0 万円の増額となります。

4 会計年度任用職員の給与改定

給料表の引上げ及び賞与支給月数の引上げの適用時期は異なるものの、一般職員の給与改定に沿った改定案を、令和 6 年市議会 3 月定例会に上程する予定です。

旧
【第 1 条関係】 (期末手当) 第 1 8 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下本条から第 1 8 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在籍する職員に対して<u>それぞれ 6 月 3 0 日及び 1 2 月 1 0 日</u>（これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。以下これらの日について規定している場合において同じ。次条及び第 1 8 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（第 2 1 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く）。についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 2 0</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで 【略】 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 6 7 . 5</u>」とする。 4 から 7 まで 【略】
(勤勉手当) 第 1 9 条 【略】 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>1 0 0 分の 1 0 0</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員

新

【第 1 条関係】

(期末手当)

第 1 8 条

、それぞれ 6

月 3 0 日

除く。)

2

1 0 0 分の 1 2 5

(1) から (4) まで

3

1 0 0

分の 1 2 5

1 0 0 分の 7 0

4 から 7 まで

(勤勉手当)

第 1 9 条

2 【略】

(1)

1 0 0 分の 1 0 5

(2)

目

の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額
3から5まで 【略】

新

100分の50

3から5まで

目

別表第1（第3条関係）

※ 全部改正のため、____下線を省略する。

給料表

単位（円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	311,200	341,100	383,600
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	313,300	343,500	385,800
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	315,600	345,800	388,200
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	317,700	348,200	390,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	319,800	350,000	392,200
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	321,800	352,400	394,400
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	323,900	354,500	396,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	326,100	356,900	398,400
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	327,900	359,100	400,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	330,100	361,700	402,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	332,000	364,100	404,200
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	334,200	366,600	406,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	335,900	368,900	407,800
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	337,900	371,100	409,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	339,800	373,100	411,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	341,800	375,400	413,300
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	343,400	377,100	415,100
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	345,400	379,000	416,700
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	347,100	380,700	418,400
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	349,000	382,400	420,000
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	350,900	384,200	421,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	352,700	385,900	423,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	354,700	387,600	424,500

新

別表第1（第3条関係）

※ 全部改正のため、____下線を省略する。

給料表

単位（円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	315,000	343,500	385,600
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	317,100	346,000	387,900
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	319,300	348,200	390,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	321,200	350,500	392,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	323,200	352,300	394,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	325,100	354,600	396,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	327,000	356,800	398,200
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	328,800	359,100	400,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	330,700	361,400	402,100
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	332,600	363,800	404,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	334,600	366,300	406,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	336,500	368,700	407,800
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	338,300	370,900	409,400
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	340,200	373,000	411,100
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	342,100	375,100	412,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	343,900	377,300	414,700
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	345,600	379,000	416,400
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	347,500	380,700	418,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	349,300	382,500	419,800
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	351,100	384,200	421,400
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	353,000	385,900	423,000
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	354,900	387,600	424,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	356,700	389,300	425,800

目

24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	356, 500	389, 400	425, 900
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	358, 500	391, 100	427, 200
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	360, 300	392, 500	428, 400
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	362, 300	393, 900	429, 600
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	364, 200	395, 400	430, 800
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	365, 700	396, 900	431, 700
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	367, 400	398, 100	432, 400
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	369, 200	399, 400	433, 100
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	370, 700	400, 500	433, 800
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	372, 500	401, 600	434, 400
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	373, 900	402, 800	435, 200
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	375, 300	404, 100	435, 800
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	376, 900	405, 200	436, 400
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	378, 300	406, 300	436, 900
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	379, 400	407, 100	437, 400
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	380, 600	407, 800	438, 000
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	381, 700	408, 600	438, 600
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	382, 700	409, 100	439, 000
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	383, 900	409, 800	439, 500
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	385, 100	410, 400	439, 900
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	386, 100	411, 100	440, 200
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	386, 800	411, 900	440, 400
46	216, 000	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	387, 500	412, 600	440, 800
47	217, 700	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	388, 200	413, 000	441, 100
48	219, 300	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	388, 900	413, 600	441, 400
49	221, 000	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	389, 500	414, 100	441, 700
50	222, 700	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	390, 000	414, 500	
51	224, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	390, 500	414, 900	

新

24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	358,600	391,000	427,200
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	360,400	392,500	428,500
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	362,300	393,900	429,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	364,100	395,300	430,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	366,000	396,700	432,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	367,400	398,100	433,000
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	369,200	399,400	433,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	370,900	400,600	434,400
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	372,500	401,700	435,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	374,200	402,800	435,700
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	375,500	404,100	436,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	376,900	405,300	437,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	378,300	406,400	437,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	379,600	407,500	438,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	380,800	408,300	438,700
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	382,000	409,000	439,300
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	382,900	409,800	439,900
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	384,000	410,400	440,300
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	385,200	411,000	440,800
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	386,200	411,700	441,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	387,300	412,300	441,500
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	388,000	413,100	441,800
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	388,700	413,800	442,200
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	389,400	414,200	442,500
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	390,000	414,900	442,800
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	390,600	415,300	443,100
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	391,200	415,700	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	391,700	416,100	

18

52	225,900	268,900	312,700	357,200	375,400	390,900	415,200	
53	227,400	269,900	314,300	358,100	376,100	391,300	415,600	
54	229,100	270,900	315,900	359,200	376,800	391,600	416,000	
55	230,700	272,000	317,500	360,100	377,500	391,900	416,400	
56	232,300	273,100	319,000	361,200	378,200	392,200	416,700	
57	233,500	274,000	320,500	362,100	378,700	392,500	416,900	
58	235,000	275,000	321,700	362,800	379,300	392,800	417,300	
59	236,400	275,900	322,900	363,500	379,900	393,100	417,600	
60	237,700	277,000	324,100	364,200	380,600	393,400	417,900	
61	239,000	278,100	324,800	364,600	381,000	393,700	418,200	
62	240,200	279,100	325,700	365,200	381,700	393,900		
63	241,200	280,000	326,500	365,900	382,300	394,200		
64	242,400	281,000	327,300	366,600	382,900	394,500		
65	242,900	281,500	328,200	366,900	383,300	394,800		
66	243,500	282,400	328,600	367,600	383,900	395,100		
67	244,100	283,100	329,300	368,300	384,500	395,400		
68	244,800	284,000	330,100	369,000	385,100	395,700		
69	245,000	285,000	330,900	369,300	385,500	395,900		
70	245,200	285,800	331,600	369,900	386,000	396,200		
71	245,400	286,600	332,300	370,600	386,500	396,500		
72	245,600	287,400	333,000	371,200	387,100	396,800		
73	245,800	288,200	333,500	371,500	387,400	397,000		
74	246,000	288,700	334,100	372,100	387,800	397,300		
75	246,200	289,100	334,600	372,800	388,200	397,600		
76	246,400	289,600	335,200	373,400	388,600	397,800		
77	246,600	289,800	335,500	373,800	388,900	397,900		
78	246,800	290,100	336,000	374,300	389,200	398,200		
79	247,000	290,300	336,400	374,900	389,500	398,500		

新

52	228, 800	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	392, 100	416, 500	
53	230, 300	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	392, 500	416, 800	
54	232, 000	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	392, 800	417, 200	
55	233, 600	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	393, 100	417, 600	
56	235, 200	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	393, 400	417, 900	
57	236, 400	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	393, 700	418, 200	
58	237, 900	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	393, 900	418, 500	
59	239, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	394, 200	418, 800	
60	240, 600	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	394, 500	419, 100	
61	241, 900	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	394, 800	419, 400	
62	243, 000	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	395, 100		
63	243, 900	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	395, 400		
64	244, 900	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	395, 700		
65	245, 400	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	396, 000		
66	245, 900	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	396, 300		
67	246, 400	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	396, 600		
68	247, 000	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	396, 900		
69	247, 500	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	397, 100		
70	247, 700	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	397, 400		
71	247, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	397, 700		
72	248, 100	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	397, 800		
73	248, 300	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	398, 000		
74	248, 500	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	398, 300		
75	248, 700	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	398, 600		
76	248, 900	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	398, 800		
77	249, 100	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	399, 000		
78	249, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	399, 300		
79	249, 500	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	399, 600		

18

80	247, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	398, 700		
81	247, 400	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	398, 900		
82	247, 600	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	399, 200		
83	247, 800	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	399, 500		
84	248, 000	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	399, 700		
85	248, 200	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	399, 900		
86	248, 400	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	400, 100		
87	248, 600	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	400, 400		
88	248, 800	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	400, 700		
89	249, 000	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	401, 000		
90	249, 200	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	401, 300		
91	249, 400	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	401, 600		
92	249, 600	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	401, 900		
93	249, 800	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	402, 200		
94		294, 900	342, 600	381, 300	393, 200			
95		295, 200	343, 100	381, 700	393, 500			
96		295, 600	343, 500	382, 100	393, 800			
97		295, 800	343, 700	382, 500	394, 100			
98		296, 100	344, 100	382, 900	394, 400			
99		296, 500	344, 500	383, 300	394, 700			
100		296, 900	344, 800	383, 700	395, 000			
101		297, 100	345, 100	384, 100	395, 300			
102		297, 400	345, 500	384, 500	395, 600			
103		297, 800	345, 900	384, 900	395, 900			
104		298, 100	346, 300	385, 300	396, 200			
105		298, 300	346, 800	385, 700	396, 500			
106		298, 600	347, 200	386, 100	396, 800			
107		299, 000	347, 600	386, 500	397, 100			

新

80	249,700	292,000	337,900	376,400	390,800	399,800		
81	249,900	292,200	338,300	376,900	391,000	400,000		
82	250,100	292,400	338,800	377,500	391,300	400,300		
83	250,200	292,700	339,300	378,000	391,600	400,600		
84	250,300	292,900	339,800	378,300	391,800	400,800		
85	250,400	293,200	340,100	378,700	392,000	401,000		
86	250,500	293,500	340,500	379,200	392,300	401,200		
87	250,600	293,800	341,000	379,600	392,600	401,500		
88	250,700	294,100	341,400	380,000	392,800	401,800		
89	250,800	294,400	341,700	380,400	393,000	402,100		
90	250,900	294,800	342,100	380,900	393,300	402,400		
91	251,000	295,100	342,600	381,300	393,600	402,700		
92	251,100	295,500	343,000	381,700	393,800	403,000		
93	251,200	295,700	343,200	382,000	394,000	403,300		
94		295,900	343,600	382,300	394,200			
95		296,200	344,100	382,700	394,500			
96		296,600	344,500	383,100	394,800			
97		296,800	344,700	383,500	395,100			
98		297,100	345,100	383,900	395,400			
99		297,500	345,500	384,300	395,700			
100		297,900	345,800	384,700	396,000			
101		298,100	346,100	385,100	396,300			
102		298,400	346,500	385,500	396,600			
103		298,800	346,900	385,900	396,900			
104		299,100	347,300	386,300	397,200			
105		299,300	347,800	386,700	397,500			
106		299,600	348,200	387,100	397,800			
107		300,000	348,600	387,500	398,100			

目

108		299,300	348,000	386,900	397,400			
109		299,500	348,500	387,300	397,700			
110		299,900	348,900	387,700	398,000			
111		300,300	349,200	388,100	398,300			
112		300,600	349,500	388,500	398,600			
113		300,800	350,000	388,900	398,900			
114		301,000		389,300				
115		301,300		389,700				
116		301,700		390,100				
117		301,900		390,500				
118		302,100		390,900				
119		302,400		391,300				
120		302,700		391,700				
121		303,100		392,100				
122		303,300		392,500				
123		303,600		392,900				
124		303,900		393,300				
125		304,200		393,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

新

108		300,300	349,000	387,900	398,400			
109		300,500	349,500	388,300	398,700			
110		300,900	349,900	388,700	399,000			
111		301,300	350,200	389,100	399,300			
112		301,600	350,500	389,500	399,600			
113		301,800	351,000	389,900	399,900			
114		302,000		390,300				
115		302,300		390,700				
116		302,700		391,100				
117		302,900		391,500				
118		303,100		391,900				
119		303,400		392,300				
120		303,700		392,700				
121		304,100		393,100				
122		304,300		393,500				
123		304,600		393,900				
124		304,900		394,300				
125		305,200		394,700				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

【第2条関係】

(期末手当)

第18条 【略】

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで 【略】

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4から7まで 【略】

(勤勉手当)

第19条 【略】

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3から5まで 【略】

新

【第2条関係】

(期末手当)

第18条

2

100分の122.5

(1)から(4)まで

3

100

分の122.5

100分の68.75

4から7まで

(勤勉手当)

第19条

2 【略】

(1)

100分の102.5

(2)

100分の48.75

3から5まで

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

目

新

2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項第1号及び同項第2号改正規定に限る。）による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定は令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正前の御殿場市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧

【第1条関係】

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>376,000</u>
2	<u>422,000</u>
3	<u>472,000</u>
4	<u>533,000</u>
5	<u>608,000</u>

2から4まで 【略】

(給与条例等の適用除外等)

第8条 【略】

2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165.0」とする。

【第2条関係】

(給与条例等の適用除外等)

第8条 【略】

2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

新

【第 1 条関係】

(給与に関する特例)

第 7 条 【略】

号給	給料月額 (円)
1	<u>3 8 0, 0 0 0</u>
2	<u>4 2 7, 0 0 0</u>
3	<u>4 7 7, 0 0 0</u>
4	<u>5 3 9, 0 0 0</u>
5	<u>6 1 5, 0 0 0</u>

2 から 4 まで

(給与条例等の適用除外等)

第 8 条

2

1 0 0 分の 1 2 5

1 0 0 分の 1 7 5

【第 2 条関係】

(給与条例等の適用除外等)

第 8 条

2

1 0 0 分の 1 2 2 . 5

1 0 0 分の 1 7 0

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（第 7 条第 1 項の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和 5 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（第 8 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に

目

新

関する条例の規定は令和５年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第１条の規定による改正前の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条の規定による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

目
【第1条関係】 (期末手当) 第3条 【略】 2 期末手当の額は、基準日現在（離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで 【略】 【第2条関係】 (期末手当) 第3条 【略】 2 期末手当の額は、基準日現在（離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで 【略】

新

【第 1 条関係】

(期末手当)

第 3 条

2

1 0 0 分の 2 3 0

(1)から(4)まで

【第 2 条関係】

(期末手当)

第 3 条

2

1 0 0 分の 2 2 5

(1)から(4)まで

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第 1 条の規定による改正前の御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払

目

新

とみなす。

御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例の新旧対照表

目	
【第 1 条関係】	
(期末手当の支給)	
第 4 条	【略】
2	期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 6 5 . 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) から (4) まで	【略】
【第 2 条関係】	
(期末手当の支給)	
第 4 条	【略】
2	期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 7 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) から (4) まで	【略】

新

【第 1 条関係】

(期末手当の支給)

第 4 条

2

1 0 0 分の 1 7 5

(1) から (4) まで

【第 2 条関係】

(期末手当の支給)

第 4 条

2

1 0 0 分の 1 7 0

(1) から (4) まで

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

目

新

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

報告第 2 2 号関係資料

御殿場市営住宅の滞納家賃の支払に関する少額訴訟の提起について

1 少額訴訟の概要

市営住宅使用料の滞納者のうち、建築住宅課での催告に加え特別債権対策課へ移管後においても再三に渡り催告をしたにもかかわらず反応を示さなかった者に対し、差押え等の強制執行ができるよう債務名義を取得するため、民事訴訟法第 3 6 8 条の規定による少額訴訟の提起を行います。

少額訴訟は、6 0 万円以下の金銭債権に係る簡易裁判所への訴訟手続で、1 回の口頭弁論等で終結し、即日判決が出るため簡易で迅速かつ効果的な解決を目指すための手続です。また、職員を指定代理人に選任することで、弁護士に委任することなく手続を進めることができる制度です。

なお、市として年間利用回数は 1 0 件までとされていますが、本件が本年 1 件目です。

2 少額訴訟の提起の相手方

- (1) 住 所
- (2) 名 義 人
- (3) 入 居 日 平成 2 1 年 7 月 8 日
- (4) 退 去 日 平成 2 9 年 8 月 8 日
- (5) 滞納金額 4 3 1 , 9 0 0 円
- (6) 滞納期間 平成 2 8 年 6 月から平成 2 9 年 7 月までの期間のうち 1 2 か月

3 少額訴訟の効果

簡易に債務名義を取得する方法としては、民事訴訟法第 3 8 3 条の規定による支払督促もありますが、本件は次の理由により少額訴訟を選択しました。

- (1) 少額訴訟は、相手方欠席でも 1 回の口頭弁論等で終結し、即日判決が出るため、早期に結論を得ることができ、この判決の内容を履行しない場合は、給与債権の差押え等の強制執行が可能となり、家賃支払の執行力が確保できます。
- (2) 原告、被告の双方が出頭した場合は、裁判官から和解をするよう勧められる場合があり、これまで反応のなかった滞納者との話し合いの場を持つことができます。
- (3) 少額訴訟では、分割払判決も可能です。

4 参考法令

(1) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第134条第1項

（訴え提起の方式）

第134条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

(2) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第368条第1項

（少額訴訟の要件等）

第368条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

(3) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第373条第1項及び第2項

（通常の手続への移行）

第373条 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。

ただし、被告が最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、この限りでない。

2 訴訟は、前項の申述があった時に、通常の手続に移行する。